

南房総市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南房総市が発注する工事の入札において、入札参加者から提出された工事費内訳書の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(工事費内訳書の要件)

第2条 工事費内訳書は、原則として、別記第1号様式によるものとする。ただし、入札参加者が作成した独自の様式を用いることを妨げない。

2 予定価格5千万円未満の工事の入札では、別記第2号様式を用いることができる。

3 工事費内訳書は、次の各号に定める事項を備えていることを要する。ただし、これによりがたい場合は、任意項目によることができるものとし、記載する項目を入札公告又は指名通知書において示さなければならない。

(1) 入札参加者名、工事名及び工事場所。

(2) 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額（予定価格が5千万円未満の工事にあっては、その金額。）

(3) 工事費の内訳となる記載を要する項目は、(表-1)のとおりとする。ただし、予定価格が5千万円未満の工事にあっては、(表-2)のとおりとすることができる。なお、記載を要する項目に加え、さらに項目の詳細を記載することを妨げない。

(表-1)

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳まで
その他の工事	内訳細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで

(表-2)

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳及び科目別内訳まで
その他の工事	内訳工種（新土木工事積算大系の工事工種体系における工種）まで

(工事費内訳書の提出)

第3条 工事費内訳書の提出については、電子入札システムにより、第1回目の入札書提出時に入札書と併せて提出させなければならない。この場合において、紙入札参加者にあっては、工事費内訳書を封書にし、持参により提出させなければならない。なお、再度入札の場合については、第1回目と同様

の取扱いとする。

(工事費内訳書の確認)

第4条 工事費内訳書は、入札締切り前に開封してはならない。

2 提出された工事費内訳書は、積算担当者（入札を実施する工事の積算内容を把握している職員）が立会い、別記第3号様式により記載内容を確認しなければならない。

(重大な不備)

第5条 次の各号に該当する場合は、重大な不備があるものとして取り扱う。

- (1) 工事費内訳書の提出がない場合。
- (2) 工事費内訳書とは無関係な書類である場合。
- (3) 工事費内訳書に入札参加者名、工事名又は工事場所の記載がない場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く）。
- (4) 工事費内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く）。
- (5) 工事費内訳書に記載された内容から、明らかに他の工事の工事費内訳書であると発注者が判断した場合。
- (6) 工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等のそれぞれの金額とその合計額（工事価格）の記載がない場合。ただし、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に取り扱う。（以下、同じ）。
- (7) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額と工事価格とが異なる場合。
- (8) 工事費内訳書の工事価格と入札額が異なる場合。

(談合が疑われる場合の取扱い)

第6条 第4条の確認の結果、談合が疑われる場合は、談合情報があったものとみなし、南房総市談合情報対応マニュアル（平成18年5月22日施行）に基づき、南房総市公正入札調査委員会の事務局に通報する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名

印
印

工 事 費 内 訳 書

工 事 名
工事場所

工 種 等	金 額	摘 要

- ※ 内訳については、原則として、縦覧用又は配布用設計図書等の各項目に金額を明記すること。
- ※ 記載する各項目については次のとおりとする。
建築・設備関連工事・・・種目別内訳及び科目別内訳まで
その他の工事・・・・・・内訳工種（新土木工事積算大系の工事工種体系における工種）まで
- ※ 行が不足する場合は、適宜、別葉とすること。
- ※ 必要な項目の記載があれば、本様式以外の独自様式も可とする。
- ※ 代理人氏名での提出は、入札委任をしている者に限る。
- ※ 電子入札システムでの提出時は押印不要。

工事費内訳書提出状況調書

工事名： _____
 開札日： 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 () _____
 確認者： (所属) _____ (職氏名) _____

1 重大な不備（南房総市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領 第5条関係）

確認事項	該当する場合は○を記入※1	該当する応札者名
①工事費内訳書とは無関係な書類である。 (第5条(2)関係)		
②工事費内訳書に入札参加者名、工事名又は工事所の載がない（電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く）。 (第5条(3)関係)		
③工事費内訳書に押印が欠けている（電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く）。 (第5条(4)関係)		
④工事費内訳書に記載された内容から、明らかに他の事の工事費内訳書であると判断できる。 (第5条(5)関係)		
⑤工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理及び一般管理費等※2のそれぞれの金額とその合計額（工事価格）の記載がない。（第5条(6)関係）		
⑥工事価格と直接工事費、共通仮設費、現場管理及び一般管理費等※2の合計額とが異なっている。 (第5条(7)関係)		

※1 工事費内訳書を提出した者のうち、1者でも該当があった場合は記入する。
 ※2 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等と同等な項目がある場合は、同様に取扱うものとする。

2 その他不誠実な事項（同取扱要領第6条関係） ※不誠実な事項等がある場合は、下記に記載すること。

[]

工事費内訳書提出者 _____ 者に	確認欄
ついて確認済	

上記のほか、落札決定前に、下記について確認が必要となることに留意すること。
 (1) 工事費内訳書が、全ての応札者から提出されているか（同取扱要領第5条(1)関係）
 ※提出されていない者があった場合は、下記に記載すること。

[]

(2) 工事費内訳書の工事価格が入札額と同額か（同取扱要領第5条(8)関係）
 ※同額でない者があった場合は、下記に記載すること。

[]